

無料

# Architectura

## 貸し出しキャンペーン

株式会社タイムロード（以下 弊社）では、弊社オリジナルブランドとなる Architectura 製品をご自宅でご試聴いただける無料貸し出しキャンペーンを実施いたします。

下記詳細をご覧のうえ、この機会に是非 Architectura 製品の魅力をご体感ください。

■キャンペーン名：Architectura 無料貸し出しキャンペーン

■キャンペーン期間：2020年4月17日～5月31日

■貸し出し製品：Architectura KEI（スピーカーケーブル・2.5m）

■貸し出し期間：5日間（製品到着から発送まで）

■応募方法

①別紙利用規約をご確認のうえ下記専用メールアドレスまで以下内容を添えてお申し込みください。**※この際、必ず本人確認書類を画像にてメール添付してください。**

▼▼▼▼キャンペーン申込専用メールアドレス▼▼▼▼

**rental@timelord.co.jp**

▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲

- ・お名前：
- ・ご住所：
- ・お電話番号：
- ・メールアドレス：
- ・本人確認書類の写真（免許証・マイナンバーカード表面等の住所が入っている証明書）

②弊社より貸出期間のご連絡をいたしますので、日程をご検討のうえご返信ください。

③製品試用後、弊社までご返送ください。

注意事項

※製品返送料はお客様のご負担となります。

※万一、汚損等により製品が使用できなくなった場合または期限内にご返却をいただけなかった場合は、製品修理代金または製品代金をご請求いたします。

※本キャンペーンの内容は予告なく変更・終了する場合があります。

※本キャンペーンで収集した個人情報は、遅滞なく製品がご返却された後に適切に破棄いたします。

個人情報取扱方針については弊社プライバシーポリシーをご参照ください。 <https://www.timelord.co.jp/privacy/>

**TIMELORD**

www.timelord.co.jp

03-6435-5710

## 無料貸し出しキャンペーン利用規約

この度は、株式会社タイムロード（以下甲という）の提供する無料貸し出しキャンペーンのご利用をいただきありがとうございます。日本国内に在住のお客様（以下、お客様という）に無料貸し出しキャンペーンをご利用いただきます際は、次の事をお約束していただきます。

1. この無料貸し出しキャンペーンはお客様と合意した期間において無料にて製品をお貸し出しするものです。
2. お客様のご身分が明らかでない場合には製品をお貸し出しする事ができません。
3. お貸し出し期間は5日間です。製品がお客様の元に到着した日を1日目として5日目の午後6時までには発送を完了するものとします。何らかの理由で製品受け取りまたは製品発送が遅延する場合は速やかにその旨を弊社までご連絡いただきます。
4. 製品はお貸し出し期間が満了するまでに返還していただくものとし、連絡なく期限を過ぎて返還された場合は、延滞料金（製品希望小売価格の1%×日数分）をご請求いたします。
5. お客様が当規約に違反された場合には、甲はこの契約を解除する事ができるものとします。この場合、お客様は直ちに製品を返還しなければなりません。契約が解除された場合に製品の返却がない場合、甲が製品の返還を受けるまでの延滞料金を請求いたします。
6. 製品の配達場所は日本国内に限ります。また、製品は宅配便の元払いでのご返却とさせていただきます。（返送料お客様負担）
7. 製品受け取り後すぐに梱包等を開封し、お客様自身で取り扱い説明書等により使用上の注意および機能を確認し、使用目的を達成できるように製品チェックしてください。チェック後、瑕疵が判明した場合直ちにご連絡いただくものとします。
8. 使用前もしくは使用中、製品に構造上の欠陥があった場合直ちにご連絡いただくものとします。甲は同種同等の代替品を新たな期間でお貸し出しをいたします。
9. 製品は使用目的に合った使用をしていただき、利用保管については、充分なご注意をお願いします。
10. 返還された製品は甲が直ちに検品を行い、製品が破損し修理を必要とする場合には修理代金に相当する費用をご請求いたします。
11. 製品が返還不能及び修理不能の状態になった場合は、その製品の希望小売価格と同額を弁償していただきます。
12. お客様が製品を使用されるにあたって、取り扱い説明書の範囲を逸脱し、お客様の使用上の不注意によって生じた損害については、甲は一切の責任を負いません。
13. 製品について第三者が、差押、仮差押又は権利主張をする恐れがある場合直ちに甲宛にその旨を通知していただきます。
14. お客様は製品を第三者に使用させたり、譲渡、質入、転貸、占有移転等の処分をしてはいけません。又製品を改造、改装してはいけません。
15. 製品が盗難、火災に遭った場合にはお客様は盗難届、被災証明をとっていただきます。甲が保険給付を受けた場合には、免責額を除き弁償金はいたしません。
16. 万一お客様との間に、本規約に関して発生した紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属的管轄裁判所とします。